

四万十市公告

四万十市ファミリーサポートセンター事業運営業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和5年1月13日

四万十市長 中 平 正 宏



1 業務の名称

四万十市ファミリーサポートセンター事業運営業務

2 業務概要

(1) 業務の目的

地域において育児の援助を行いたい者と育児を受けたい者を会員として組織化し、会員相互の育児に関する援助活動を支援するファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）について、円滑な業務が推進できるようにセンターの運営を行うことを目的とする。

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 事業期間

事業期間は、運営準備期間及び運営期間で構成し、それぞれ次のとおりとする。

なお、運営準備期間に要する費用は、受託者が負担するものとする。

ア 運営準備期間 契約締結の翌日から令和5年3月31日まで

イ 運営期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

ウ 事業期間 契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 運営期間内の見積上限額

29,430,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 高知県内に本店、支店又は営業所等を有する社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間事業者等で法人格を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 本件公告時に、国、高知県、四万十市から競争入札参加資格等の指名停止を受けていない者
- (4) 納期限の到来した国税、都道府県税、市区町村税を滞納していない者

(5) 次の各号に該当しない者

ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続の申立てがされている者

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続の申立てがされている者

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産の申立てがされている者

(6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成 24 年規則第 7 号）第 2 条第 2 項第 5 号に規定する者でないこと。

(7) 見積額が上記見積上限額を超えない者

4 参加手続等

(1) 担当部署

本プロポーザル及び本業務担当

所管課：高知県四万十市子育て支援課支援係

住所：〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通 4 丁目 10 番地

電話番号：0880-34-1801

FAX 番号：0880-34-9003

e-mail：k-sien@city.shimanto.lg.jp

※ 上記担当窓口の対応可能時間は、土日祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の間とする。

(2) 関係資料の交付方法

資料は全て四万十市公式ホームページからダウンロードすること。

URL：<http://nyusatsu.city.shimanto.lg.jp/oa-05/oa-05-02/index.html>

(3) 参加表明書及び審査書類の提出期限等

ア 提出期限 令和 5 年 1 月 27 日（金）午後 5 時 15 分

イ 提出場所 上記（1）のとおり

ウ 提出方法 持参又は郵送、宅配便（提出期限までの必着とし、配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を令和 5 年 2 月 13 日（月）午後 5 時 15 分までに持参又は郵送、宅配便（提出期限までの必着とし、配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

(4) 企画提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和 5 年 2 月 15 日（水）午後 5 時 15 分

イ 提出場所 上記（1）のとおり

ウ 提出方法 持参又は郵送、宅配便（提出期限までの必着とし、配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

5 選定方法等

(1) 参加資格審査（書類審査）

提出された参加表明書等を基に担当部署において資格要件の審査を行う。

(2) 四万十市ファミリーサポートセンター事業運営業務公募型プロポーザル審査委員会において、企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングにより、四万十市ファミリーサポートセンター事業運営業務公募型プロポーザル実施要領に定める評価基準に基づき採点し、契約候補者1者、次点順位者1者を選定する。

6 審査基準

審査書類等、企画提案書及びヒアリング等により事業者の業務の運営能力を審査する。

7 その他

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

(2) 提出期限日以降における書類の差し替え又は再提出は認めない。また、提出書類に虚偽の記載があった場合は当該提案者の提案は無効とする。

(3) 詳細は四万十市ファミリーサポートセンター事業運営業務公募型プロポーザル実施要領等による。

(4) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して市は一切の責任を負わないものとする。